



## のれんの減損テストのためのIASBのヘッドルーム・ アプローチ：検討の経過とその意義

著者	山田 浩史
雑誌名	同志社商学
巻	73
号	3
ページ	981-1018
発行年	2021-11-15
権利	同志社大学商学会
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/00028631">http://doi.org/10.14988/00028631</a>

# のれんの減損テストのための IASB のヘッドルーム・アプローチ

——検討の経過とその意義——

山 田 浩 史

- I はじめに
- II ディスカッション・ペーパー（DP）におけるのれんの減損テストの有効性に関する予備的見解
- III のれんの減損テストの改善をめざした IASB のヘッドルーム・アプローチ
- IV IASB 会議におけるヘッドルーム・アプローチの検討の経過とアドバイザー・グループの会議での議論の影響
- V なぜヘッドルーム・アプローチは取り下げられたのか
- VI IASB がヘッドルーム・アプローチを検討した意義と影響
- VII ヘッドルーム・アプローチに関する DP へのフィードバック
- VIII おわりに

## I はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、2020年3月にディスカッション・ペーパー「企業結合－開示、のれん及び減損」（以下「DP」）を公表した。IASB は、IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビュー（PIR：Post-implementation Review）において認識された論点を考慮して、「のれん及び減損」の研究・プロジェクトを進めてきた。

PIR で識別された主な論点は、(a) のれんの減損テストの有効性とコスト、(b) のれんの償却を再導入するかどうか、(c) 無形資産とのれんの区分認識、及び (d) 取得に関する情報の開示、であると DP で要約されている。PIR では、この中で、(a) と (b) は優先度の高い課題とされた（IASB（2015 b）pp.5-10, DP IN 5 項）。

本稿では、IASB の「のれん及び減損」プロジェクトの中で、上記 (a) 「のれんの減損テストの有効性とコスト」について、現行の IAS 第36号「資産の減損」に準拠した減損テストを改善する有力な案として、2016年から2018年にわたって IASB で検討された「ヘッドルーム・アプローチ<sup>1</sup>」について、その検討の経過と意義を分析することを目的にしている。IASB では、検討の結果、2018年にヘッドルーム・アプローチは断念されて廃案になったが、その過程で検討された内容は意義があるとして、DP にヘッドルーム・アプローチが検討された経過が含まれることになった。

1 ヘッドルームは、減損テストにおいて、回収可能価額が帳簿価額を超過する金額である。

ヘッドルーム・アプローチについては、我が国においては、その内容を紹介した解説は複数あるが、このアプローチ全体について、その経過と意義を分析した論文は見当たらない<sup>2</sup>。海外では、ヘッドルーム・アプローチを含めたのれんの減損テストについて、極めて少数の実証分析等の論文しか存在しない<sup>3</sup>。これは、IASB がヘッドルーム・アプローチを最終的に断念したことが要因の一つであると思われる。

しかし、IAS 第36号の下で、のれんの減損がタイムリーに進まず、のれんの残高が積み上がっている課題への対応策として、IASB がヘッドルーム・アプローチを検討した内容は、今後の「のれん及び減損」プロジェクトをどのように進めるかについて、重要な示唆を与えるものである。従って、ヘッドルーム・アプローチが検討された経過とその意義を包括的に分析することは有益であると考えられる。本稿では、IASB で検討されたヘッドルーム・アプローチに類似する複数のアプローチについても分析している。また、ヘッドルーム・アプローチの検討の経過が、このプロジェクトのもう1つの優先度の高い論点である「のれんの償却の再導入」の可否の検討の議論に与えた影響についても分析を行っている。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見である。

## Ⅱ ディスカッション・ペーパー (DP) における のれんの減損テストの有効性に関する予備的見解

IASB は、DP において、IAS 第36号の減損テストの有効性とコストという論点を検討している。IASB は、減損テストの有効性を高める方法として、ヘッドルーム・アプローチを検討したが、最終的に、このアプローチを断念し、DP では、のれんに係る減損損失を適時に合理的なコストで認識する上での有効性を著しく高める減損テストを設計することは実現可能ではないという予備的見解を示している。

IASB は、多くの利害関係者から、IAS 第36号の減損テストは、のれんの減損をタイムリーに認識していない (Too Little Too Late の問題) という指摘があるとしている。その理由として、DP では、(a)将来キャッシュ・フローの予測における**経営者の過度の楽観性**と、(b)ヘッドルーム (headroom: 回収可能価額が帳簿価額を超過する金額) によってのれんが減損からシールドイングされて (覆い隠されて) いること、の2点を識別している (IASB (2020 a) DP 3.20 項)。

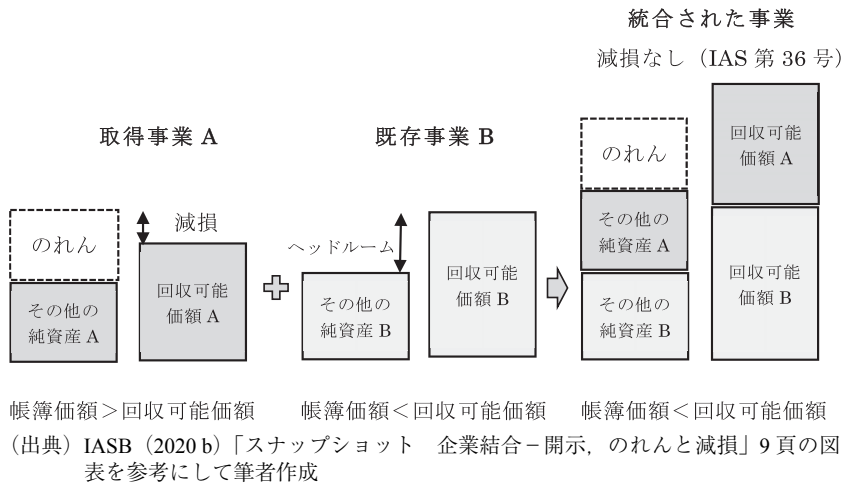
事業の価値のすべてが貸借対照表で認識されているわけではないためヘッドルームが発生する。取得後に、取得事業の業績が期待通りでなく、取得事業が独立に運営され、

2 我が国で、IASB のヘッドルーム・アプローチの内容や検討の経過を解説したものとして、例えば、川西 (2017)、大澤 (2018)、松永 (2018)、吉岡・林 (2019) がある。

3 海外では、ヘッドルーム・アプローチを含めたのれんの減損テストの実証分析として、Linsmeier and Wheeler (2021) がある。

減損テストが当該事業について個別に行われる時に、取得事業の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、のれんの減損が認識される。ところが、多くの場合、取得事業は既存事業と統合されるため、減損テストは統合された事業を対象として実施される。その場合、取得事業の業績が低いにもかかわらず、既存事業に十分なヘッドルームがあれば、統合された事業の回収可能価額が帳簿価額を上回ることがあり、減損が認識されないことが多く発生している。このような状況を図解したものが【図表 1】である (IASB (2020 b) 9 頁)。

【図表 1】ヘッドルームによるシールド効果の図解



DP では、ヘッドルームは、(a) 自己創設のれん、(b) 未認識の資産<sup>4</sup>、及び (c) 認識している資産及び負債の帳簿価額と回収可能価額との間の未認識の差額、から構成されるとしている。また、ヘッドルームは、事業の (x) 取得前と (y) 取得後の両方で発生する (DP 3.33 項)。

IASB は、ヘッドルームの見積りを減損テストの設計に組み込んで、シールド効果を減少させ、のれん (= 取得のれん) の減損損失をより適時に認識できる方法を検討し、「ヘッドルーム・アプローチ」による減損テストを提案した。

DP で示されているヘッドルーム・アプローチによる減損テストは、次の【図表 2】通りである。

4 未認識の資産の例として、未認識の無形資産があげられる。

5 これは、取得された事業が、既存事業と統合された場合に、取得時に既存事業にすでに存在するヘッドルームである。

【図表2】 ヘッドルーム・アプローチによる減損テスト

下記の (a) と (b) を比較して減損テストを行う。

(a) 資金生成単位の回収可能価額

(b) 下記の合計額

(i) 資金生成単位の認識している純資産の帳簿価額 (のれんを含む)

(ii) 前回の減損テスト日における資金生成単位のヘッドルーム<sup>6</sup>

上記 (b) が (a) より大きい場合には、その差額を減損損失として認識する (DP 3.40 項)。

ヘッドルーム・アプローチでは、現行の IAS 第 36 号の減損テストに追加的インプットとして、「ヘッドルーム」(【図表2】の (b) (ii)) が使用される。ヘッドルーム・アプローチによる減損テストの効果を現行の IAS 第 36 号の減損テストと比較して図解したものが、次の【図表3】である。

【図表3】のケースで、IAS 第 36 号では減損が発生していないが、ヘッドルーム・アプローチでは減損が発生していることが分かる。

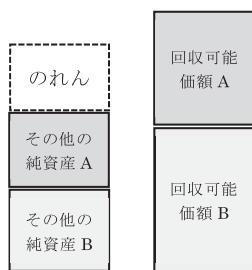
次の【設例1】で、具体的に、ヘッドルーム・アプローチの減損テストを現行の IAS 第 36 号の減損テストと比較してみたい。

【図表3】 IAS 第 36 号とヘッドルーム・アプローチの減損テストの比較

(前提条件) 【図表1】の取得事業と既存事業が統合したケース

<IAS 第 36 号>

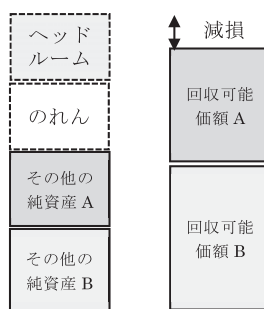
(減損なし)



帳簿価額 < 回収可能価額

<ヘッドルーム・アプローチ>

(減損あり)



(帳簿価額 + ヘッドルーム) > 回収可能価額

(出典) 【図表1】をもとに筆者が独自に作成

6 取得後の最初の減損テストについては、これは、取得日における、のれんが配分された資金生成単位のヘッドルームになる。

**【設例 1】ヘッドルーム・アプローチの減損テスト**

(前提条件)

- ・資金生成単位の 2 事業年度末の帳簿価額と回収可能価額は次の通りである。

(年度末)	<u>20X0</u>	<u>20X1</u>	(通貨単位)
帳簿価額：			
純資産 (のれんを除く)	525	510	
取得のれん	100	100	
回収可能価額	730	695	

- ・20X1 年の減損損失を計算する。

**減損の IAS 第 36 号の減損テスト**

	<u>20X0</u>	<u>20X1</u>	(通貨単位)
帳簿価額：			
純資産 (のれんを除く)	525	510	
取得のれん	<u>100</u>	<u>100</u>	
計 (a)	625	610	
回収可能価額 (b)	730	695	
減損損失 ((a) < (b) の場合は 0)		<b>0</b>	

**ヘッドルーム・アプローチによる減損テスト**

	<u>20X0</u>	<u>20X1</u>	(通貨単位)
帳簿価額：			
純資産 (のれんを除く)	525	510	
取得のれん (GW)	<u>100</u>	<u>100</u>	
計 (a)	625	610	
回収可能価額 (b)	<u>730</u>	<u>695</u>	
未認識のヘッドルーム (c) = (b) - (a)	<u>105</u>	<u>85</u>	
合計のれん (= GW + (c))	<b>205</b>	<b>185</b>	

(減損損失の計算方法 1)

$$\text{減損損失} = ((a) + \text{前期末の (c)}) - (b) \quad \mathbf{20} (= (610 + 105) - 695)$$

(減損損失の計算方法 2)

$$\text{減損損失} (\text{「合計のれん」の前期末との差額}) \quad \mathbf{20} (= 205 - 185)$$

(出典) DP 3.40 項の表 3.1 (IASB (2020 a)) の設例をもとに筆者作成

上記の【設例 1】では、DP に記載されている減損損失の 2 つの計算方法を示している。計算方法 1 は、ヘッドルーム・アプローチの減損テストの規定通りに計算する方法である（【図表 2】を参照）。計算方法 2 は、「合計のれん」 (= 取得のれん + 未認識のヘッドルーム) の金額を計算し、その当期末の金額の前期末の金額との差額を減損損失とする方法である。DP では「合計のれん」(Total goodwill) という用語が使われているが、このプロジェクトの資料 (Staff Paper) では「トータル・ヘッドルーム」(Total headroom) という用語が使われていた。この両者は同じ内容であると筆者は考えている

(トータル・ヘッドルームについては、後述するⅢ-3を参照)。

ヘッドルーム・アプローチを適用する場合、この「合計のれん」の減少額(上記の計算方法2の場合)をどのように配分するかを定める必要がある<sup>7</sup>。IASBは、次の3つの方法を検討した(DP 3.43項)。

- (a) 減少額を、取得のれんと未認識のヘッドルームに比例配分する。
- (b) 減少額を常に取得のれんに最初に配分する。
- (c) 減少額を取得のれんに帰属するものと推定する。ただし、減少額の全部又は一部が取得のれんに帰属していないという具体的な証拠で会社がこの推定に反証する場合は除く。

DPでは、上記の3つの方法のうち、どれが適当であるかは示していないが、DPの設例やこのプロジェクトの資料(Staff Paper)では、(b)の方法を使っているので、合計のれんの減少額をまず、のれん配分して、減損損失を認識する方法を基本と考えていると推定される(後述のⅢ-1を参照)。

上記の3つの方法のメリットとデメリットについて、IASBは次のように分析している(DP 3.44-3.46項)。

- ・(a)の比例配分の方法は、のれんは独立には測定できないという見方と整合的である。
- ・(a)と(b)の方法は、取得の業績と不整合な結果を生じさせる場合があるので、その業績の忠実な表現を提供しないことになる。例えば、合計のれんの減少が、明らかに取得した事業と関連のない何らかの原因(取得の前に当該事業が所有していた土地に係る未認識の利得の減少など)で生じている場合がこれに該当する。
- ・(c)の反証可能な推定に基づく配分は、取得の業績をより正確に目標とすることができるが、より多くの主観性、コスト及び複雑性を持ち込むことになる可能性が高い。

DPでは、ヘッドルーム・アプローチを検討した経過を分析しているが、減損テストの改善方法として検討したヘッドルーム・アプローチの採用を最終的に断念している。その主な理由は次の3つである(DP 3.49-3.51項)。

- ・ヘッドルーム・アプローチは、シールドリングを減少させるであろうが、解消しない。また、合計のれんの減少額の配分は不完全である。
- ・ヘッドルーム・アプローチは、状況によっては、理解することが困難な減損の認識

7 減損損失の上記の計算方法1の場合は、一旦、減損損失として計算した金額の一部を(必要に応じて)未認識のヘッドルームに振り替えることになる。

を生じさせる可能性がある。

・ヘッドルーム・アプローチは、コストを増加させることになる。

### Ⅲ のれんの減損テストの改善をめざした IASB のヘッドルーム・アプローチ

#### 1 取得前ヘッドルーム・アプローチ

IASB が最初に検討したのは、「取得前ヘッドルーム・アプローチ」(Pre-acquisition headroom approach) である。このアプローチは提案された当初は(2016年3月のIASB会議)「デイ・ゼロ(初日)減損テスト(Day zero impairment test)・アプローチ」と呼ばれていたが、その後(2016年4月のIASB会議以降)は同じ内容が「取得前ヘッドルーム・アプローチ」と呼ばれるようになった。取得前ヘッドルーム・アプローチの減損テストにおいては、取得(買収)時のヘッドルームの金額をその後の減損テストにおいても原則として固定することが特徴である<sup>8</sup>。なお、2回目以降の取得がある場合は、その時点でヘッドルームの金額を更新し、次回以降の減損テストに用いる(IASB (2016 b) paras.12, 16-20, IASB (2016 d) paras.1, 22)。

取得前ヘッドルーム・アプローチの減損テストは次の4つのステップで行われる(IASB (2016 d) para.11)。

ステップ1：のれんの配分先となる取得企業の資金生成単位を識別する。

ステップ2：取得前ヘッドルームの金額(=取得による影響を除外した状態で、回収可能金額が帳簿価額を超える金額)を取得時に計算する。取得前ヘッドルームは減損テストのためだけに使用され、資産に計上されることはない。

ステップ3：のれんと被取得企業のその他の純資産を既存事業の関連する資金生成単位に配分する。

ステップ4：資金生成単位の回収可能価額を次の(a)+(b)の合計額と比較し、回収可能価額のほうが低い場合、その差額を減損損失として認識する。

(a) 配分された被取得企業ののれん及びその他の純資産の帳簿価額

(b) 取得前ヘッドルーム

減損損失はまず、のれんに配分され、その後、取得前ヘッドルームに配分される。

取得前ヘッドルーム・アプローチの長所と短所をIASBスタッフは分析している(IASB (2016 d) paras.34-35)。長所としては、次の3つがあげられている。

8 ただし、減損テストの結果、減損損失がヘッドルームに割り当てられる場合、ヘッドルームの金額が減額されることがある。



- ・減損の認識が遅れる問題に対応できる。
- ・取得時ヘッドルームの算定に1回限りのコストがかかるだけである。
- ・取得後の最初の減損テストに最も有効に働く（特にのれんが過大に評価されている場合）。

一方、このアプローチの短所としては、次の2つがあげられている。

- ・取得前ヘッドルームの金額は、その後、更新されないで、取得後のシールドイングの効果の増大を取り除くことができない。
- ・取得企業の既存事業のシールドイング効果の増大を取り除くことはできない。

## 2 更新ヘッドルーム・アプローチ

「更新ヘッドルーム・アプローチ」(Updated headroom approach)がIASB会議で、最初に紹介されたのは、2017年10月である(IASB(2017d) paras. 45, 49-64)。

取得前ヘッドルーム・アプローチが取得前のヘッドルームの金額を固定して、減損テストで追加のインプットとして使うのに対して、更新ヘッドルーム・アプローチは前期末のヘッドルームの金額を使う点のみが相違点である。

更新ヘッドルーム・アプローチが提案された理由は、次の通りである。

- ・取得前ヘッドルーム・アプローチでは、取得時のヘッドルームの金額で固定するため、減損テストを有効にするためにはこの固定された金額では不足している。
- ・取得後に発生する自己創設のれんの金額が重要になっており、更新ヘッドルーム・アプローチではこれを反映できる。

また、その後の検討で、IASBスタッフは、更新ヘッドルーム・アプローチを導入すると、減損テストにおいて、経営者が過度に楽観的な将来キャッシュ・フローの見積りをしなくなるという規律を与える効果があることを指摘している。これは、経営者が過度に楽観的な見積りをして回収可能価額を計算すると、次の減損テストで、ヘッドルームの減少額が大きくなる可能性があり、企業にとって不利な影響があるためである(IASB(2018f) para.39)。

更新ヘッドルーム・アプローチの減損テストの具体的な計算方法を取得前ヘッドルーム・アプローチの減損テストと比較して、次の【設例2】で示している。

**【設例 2】更新ヘッドルーム・アプローチの減損テスト (取得前ヘッドルーム・アプローチと比較)**

(前提条件)

- ・ 20X0 年度中に企業 X は企業 Y を 200 CU (通貨単位) で 100% を取得する。
- ・ 企業 Y の識別可能資産は 100 CU で、のれんは 100 CU である。
- ・ 企業 Y の資産は企業 X の既存事業 (事業 Z) と組み合わせさせてキャッシュ・フローを生成すると判断し、取得のれんの全額を事業 Z に配分する。
- ・ 事業 Y を取得する直前の事業 Z の帳簿価額は 300 CU、回収可能価額は 400 CU である。従って、取得前ヘッドルームは 100 CU になる。
- ・ 企業は毎期末にのれんの減損テストを実施している。
- ・ 事業 Z の各期末時点におけるのれんを除いた純資産の帳簿価額及び回収可能価額は次の通りである。

(年度末)	20X0	20X1	20X2	20X3	(CU)
純資産 (のれんを除く) の帳簿価額	500	525	510	540	
回収可能価額	720	730	695	715	

**更新ヘッドルーム・アプローチの減損テスト**

	20X0	20X1	20X2	20X3	(CU)
帳簿価額:					
純資産 (のれんを除く)	500	525	510	540	
取得のれん	100	100	85	80	
計 (a)	600	625	595	620	
ヘッドルーム (前期末の金額)	100	120	105	100	
帳簿価額+ヘッドルーム (b)	700	745	700	720	
回収可能価額 (c)	720	730	695	715	
減損損失 (= (b) - (c))	-	15	5	5	
期末時点のヘッドルーム (= (c) - (a))	120	105	100	95	
減損後の取得のれん	100	85	80	75	

(参考) **取得前ヘッドルーム・アプローチの減損テスト**

	20X0	20X1	20X2	20X3	(CU)
帳簿価額:					
純資産 (のれんを除く)	500	525	510	540	
取得のれん	100	100	100	85	
計 (a)	600	625	610	625	
ヘッドルーム (取得時の金額で固定)	100	100	100	100	
帳簿価額+ヘッドルーム (b)	700	725	710	725	
回収可能価額 (c)	720	730	695	715	
減損損失 (= (b) - (c))	-	-	15	10	
減損後の取得のれん	100	100	85	75	

(出典) 更新ヘッドルーム・アプローチの減損テストの設例は IASB (2017 d) paras.55-62 の設例をもとに筆者作成。このデータをもとに、取得前ヘッドルーム・アプローチの設例は、筆者が独自に作成。

上記の【設例 2】のように、更新ヘッドルーム・アプローチで、減損テストに追加的

にインプットされるヘッドルームの金額が取得前ヘッドルーム・アプローチの場合のヘッドルームの金額より大きくなる場合は、減損損失が早期に認識されていることが分かる。

### 3 トータル・ヘッドルームを使った減損損失の新しい計算方法

また、2017年12月のIASB会議では、スタッフから、ヘッドルーム・アプローチによる減損金額の新しい計算方法が紹介されている。この計算方法は、当期末の「トータル・ヘッドルーム」(Total headroom)という金額を計算して、その金額の前期末からの減少額を減損損失とするものである(IASB (2017 f) paras.30-31, B 1-B 10)。

この計算方法は、ヘッドルーム・アプローチの基本的な考え方を変えるものではない。また、この計算方法は、取得前ヘッドルーム・アプローチと更新ヘッドルーム・アプローチの両方に適用される。

トータル・ヘッドルームは、次の【図表4】のように計算される。

【図表4】 トータル・ヘッドルームの計算方法

<p>トータル・ヘッドルーム (計算方法 A)          = (未認識の) ヘッドルーム + 取得のれん          トータル・ヘッドルームは次のように計算することもできる。          トータル・ヘッドルーム (計算方法 B)          = 回収可能価額 - 純資産の帳簿価額 (のれんを除く)          減損損失は次のように計算する<sup>9</sup>。          減損損失 = 当期末のトータル・ヘッドルーム - 前期末のトータル・ヘッドルーム (損失はマイナス表示)</p>
---

スタッフは、ヘッドルーム・アプローチの従来の計算方法と新しい計算方法は同じ結果になることを次の数式で説明している。ただし、前期末と当期末の取得のれん金額が同じであることを前提にしている(IASB (2017 f) para.31)。

$$\begin{aligned}
 \text{減損損失} &= RA_{t1} - (CA_{t1} + GW_{t1} + UHR_{t0}) \leftarrow \text{従来の計算方法 (損失はマイナス表示)} \\
 &= RA_{t1} - (CA_{t1} + GW_{t0} + UHR_{t0}) \\
 &= (RA_{t1} - CA_{t1}) - (GW_{t0} + UHR_{t0}) \\
 &= THR_{t1} - THR_{t0} \leftarrow \text{新しい計算方法 (損失はマイナス表示)}
 \end{aligned}$$

(注) t0: 前期末の減損テスト時, t1: 今期末の減損テスト時

RA: 回収可能価額, CA: 純資産の帳簿価額

GW: 取得のれんの帳簿価額 (上記は  $GW_{t0} = GW_{t1}$  であることを前提にしている)

UHR: 未認識のヘッドルーム

THR: トータル・ヘッドルーム

9 ただし、ここで計算した減損損失の一部を未認識のヘッドルームに配分することがある。

トータル・ヘッドルームによる減損損失の新しい計算方法のメリットの1つは、この方法で計算したトータル・ヘッドルームの前期末からの減少額を、すべて減損損失とするのではなく、その一部を未認識のヘッドルームに配分する検討がしやすくなる点である。

IASB は、2017年12月のIASB会議以降は、ヘッドルーム・アプローチによる減損損失は、この新しい計算方法を使っている。ただし、DPでは、従来の計算方法と新しい計算方法の両方を示している (DP 3.40-3.41<sup>10</sup> 項)。

トータル・ヘッドルームを使った新しい計算方法による更新ヘッドルーム・アプローチによる減損テストを次の【設例3】に示している。

**【設例3】更新ヘッドルーム・アプローチの減損テスト (トータル・ヘッドルームを使った新しい計算方法)**  
(前提条件)

- ・X社は毎期末にのれんの減損テストを行っている。
- ・X社は取得のれんを資金生成単位の事業Zに配分した。
- ・事業Zの3事業年度末の帳簿価額と回収可能価額は次の通りである。

(Z事業)	(年度末)	20X0	20X1	20X2	(通貨単位)
帳簿価額:					
純資産 (のれんを除く)		525	510	500	
取得のれん		100	100	100	
回収可能価額		730	695	680	

**更新ヘッドルーム・アプローチによる減損テスト (トータル・ヘッドルームを使った新しい計算方法)**

(Z事業)	20X0	20X1	20X2	(通貨単位)
帳簿価額:				
純資産 (のれんを除く) (c)	525	510	500	
取得のれん (d)	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	
計 (a)	625	610	600	
回収可能価額 (b)	730	695	680	
トータル・ヘッドルーム (THR) = (b) - (c)	<b>205</b>	<b>185</b>	<b>180</b>	
減損損失 (= THR の前期末からの減少額) (f)		<b>20</b>	<b>5</b>	
減損後のれん (g) (= (d) - (f) の累計額)		80	75	
未認識のヘッドルーム (= THR - (g))	105	105	105	

(出典) IASB (2018 c) P 13~18 の設例をもとに筆者作成

新しい計算方法について、気づいた点をコメントしたい。トータル・ヘッドルームは、(未認識の)ヘッドルームと取得のれんの合計額であり、当期の減損テストを行うときに取得のれんの金額は前期末の金額と同じ額にして減損金額の計算を開始するのであれば、当期の減損金額は、(未認識の)ヘッドルームの前期末からの減少金額と一致

10 IASB は DP において、「トータル・ヘッドルーム」という用語に代えて「合計のれん」という用語を使っている。この2つは同じものと考えられる (【設例1】を参照)。

するということである。しかし、オフバランスである（未認識の）ヘッドルームの金額の前期末からの減少額を減損損失として、オンバランスの金額である取得のれんの金額から控除することに違和感を持つ利害関係者は多いと思われる。

#### 4 英国会計基準 FRS 第 11 号「固定資産とのれんの減損」の減損テスト（参考）

IASB は、のれんと減損プロジェクトを検討するにあつて、ヘッドルーム・アプローチに類似するアプローチとして、英国会計基準の FRS 第 11 号（以下「FRS 11」）「固定資産とのれんの減損」の減損テストを 2017 年 3 月の IASB 会議で紹介している（IASB (2017 a) paras.36-40）。

英国会計基準では、のれんの会計処理としては、FRS 第 10 号（以下「FRS 10」）「のれんと無形資産」及び FRS 11 がかつて使用されていた（ASB (1997), ASB (1998)<sup>11</sup>）。

FRS 10 では、のれんの耐用年数の有無や年数に応じて、3 パターンの会計処理を定めている。

(a) 耐用年数が 20 年以下の場合

－規則的償却と初年度末及び減損の兆候のある場合に減損テスト (FRS 10, paras.15, 19, 34)

(b) 耐用年数が 20 年超の場合

－規則的償却と毎年の減損テスト (FRS 10, paras.15, 19, 37)

(c) 耐用年数が不確定・無限の場合

－非償却と毎年の減損テスト (FRS 10, paras.17, 19, 37)

IASB が検討した取得前ヘッドルーム・アプローチは、上記 (c) の場合に、買収で取得した事業と既存事業が統合する場合の減損テストの会計処理と類似している。FRS 11 では、次の【図表 5】の手順に従い、減損テストを行い、減損損失を計上する (FRS 11 paras.50-53)。

---

11 英国会計基準の FRS 10 及び FRS 11 は、2015 年 1 月に開始する事業年度以降は FRS 第 102 号「財務報告基準」(FRC (2018)) に置き換えられている。その結果、現行の英国会計基準では、上記のⅢ-4 のような減損テストの会計処理は無くなっている。

【図表 5】 英国会計基準 FRS 11 の減損テスト

- (a) 統合する時点の既存事業の自己創設のれんが見積られ、減損テストを実施するために利益創出単位の帳簿価額に加算する、
- (b) その事業を統合する際に生じるいかなる減損も、新規に買収された事業の取得のれんに配分する、
- (c) その後の減損金額<sup>12</sup>は、買収した事業の取得のれんと既存事業の自己創設のれんに比例的に配分する、
- (d) 既存事業に配分された減損は、最初に「概念上の自己創設のれん」に配分する、及び
- (e) 取得のれん (必要であれば、無形資産や有形固定資産) に配分された減損だけが、財務諸表で認識される。

上記 (d) の「概念上の自己創設のれん」は、統合時点において、既存事業の利益創出単位 (資金生成単位) を対象として、次のように計算される (FRS 11, para.52)。

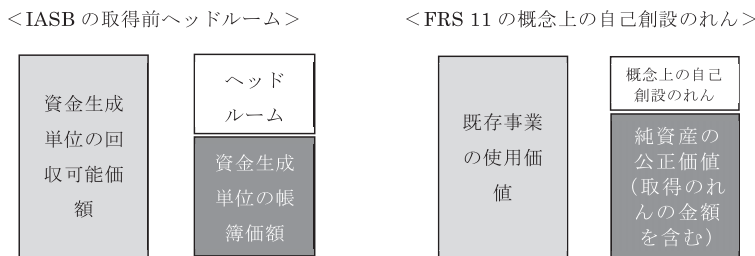
$$\begin{aligned} & \text{概念上の自己創設のれん} = (\text{統合前の既存事業の使用価値}) \\ & - ((\text{既存事業の純資産の公正価値}) + (\text{取得のれんの金額})) \end{aligned}$$

FRS 11 の減損テストは、買収で取得後に既存事業と統合する場合、既存事業の自己創設のれんを計算し、減損テストにおいて、この金額を帳簿価額に加算する点は、取得前ヘッドルーム・アプローチに近似しており、のれんの減損テストからシールドイング効果を取り除く効果がある点も同じである。しかし、次の3つの相違点がある。

第1に、IASB のヘッドルームには、①自己創設のれん、②未認識の資産、及び③認識している資産及び負債の帳簿価額と回収可能価額間の未認識の差異の3つが含まれる。一方、FRS 11 の「概念上の自己創設のれん」には、上記のIASB のヘッドルームのうち、①及び②は含まれるが、③は含まれない。

IASB の取得前ヘッドルーム・アプローチと FRS 11 のアプローチの比較を【図表 6】にまとめた。

【図表 6】 IASB の取得前ヘッドルーム・アプローチと英国会計基準 FRS 11 のアプローチの比較



(出典) IASB (2017 a) para.39 の図表を参考にして筆者作成

第2は、IASB の取得前ヘッドルーム・アプローチでは、ヘッドルームを取得時に測定するのに対し、FRS 11 では、事業の統合時点で概念上の自己創設のれんを測定する。

12 この【図表 5】の (c) で計算される減損金額は、想定上の金額で、実際に財務諸表で認識されるのは (e) で規定されている取得のれんに配分された減損だけである。

このように測定するタイミングの差異がある。

第3は、減損金額の配分方法も異なっている。FRS 11は、上記の減損テストの手順の(c)のように、減損金額を、買収した事業の取得のれんと既存事業の(未認識の)自己創設のれんに比例配分するのに対し、IASBの取得前ヘッドルーム・アプローチは、同様の比例配分の方法以外に、取得のれんに最初に配分する方法や、取得のれんの最初に配分すると推定する方法(反証可能)も候補にあげている。

FRS 11の減損テストの具体的な計算方法を、次の【設例4】に示している。

**【設例4】英国会計基準 FRS 11「固定資産とのれんの減損」の減損テスト**

(前提条件)

- ・会社は、時価ベースの純資産が40百万ポンドの企業を60百万ポンドで取得する。その結果、20百万ポンドの取得のれんが発生する。
- ・取得した企業は、既存事業(公正価値が100百万ポンド、帳簿価額が70百万ポンド、使用価値が150百万ポンド(うち、自己創設のれんが50百万ポンド))と統合する。
- ・5年後に、統合された利益創出単位の純資産の帳簿価額(取得のれんを除く)は105百万ポンド、取得のれんの帳簿価額は10百万ポンド(これは、取得のれんを10年で償却した5年後の帳簿価額)。
- ・使用価値は119百万ポンドで、正味実現可能価額の信頼のおける見積りはない。

(減損金額の計算)

(百万ポンド)

純資産の帳簿価額(のれんを除く)	105	
取得のれんの帳簿価額	10	
概念上の自己創設のれんの帳簿価額		
(取得のれんと同様に償却したと仮定)	<u>25</u>	(= 50 - 5 × 5年)
合計	140	
使用価値(回収可能価額)	<u>119</u>	
減損金額	21	

- ・減損金額は、取得のれん(10百万ポンド)と自己創設のれん(25百万ポンド)に比例配分(つまり、2対5の割合)する。その結果、取得のれんで、6百万ポンドの減損損失が発生し、取得のれんの減損後の帳簿価額は4百万ポンドになる。

(出典) FRS 11の Example 8 (para.53) をもとに筆者作成

上記の設例は、耐用年数が20年以内であるため、のれんを定額法で償却している。この場合、概念上の自己創設のれんについても、減損テストを行う過程で、のれんと同様の償却を行っている点には留意が必要である。

なお、設例ではのれんが償却されるケースになっているが、もし、のれんの耐用年数が不確定または無限の場合であれば、FRS 11においても、IAS第36号の会計処理と同様に、取得のれんについて(概念上の自己創設のれんも同様に)非償却の取扱いになる。

## Ⅳ IASB 会議におけるヘッドルーム・アプローチの検討の 経過とアドバイザー・グループの会議での議論の影響

のれんと減損プロジェクトに関わる IASB 会議において、ヘッドルーム・アプローチがどのように検討され、また、IASB のアドバイザー・グループの会議での議論が IASB の議論にどのような影響を与えたかを以下で分析したい。関連するアドバイザー・グループは次の通りである。

- ・ ASAF（Accounting Standards Advisory Forum：会計基準アドバイザー・フォーラム）……会計基準設定主体のグループ
- ・ CMAC（Capital Market Advisory Committee：資本市場諮問委員会）……財務諸表利用者（以下「利用者」）のグループ
- ・ GPF（Global Preparers Forum：世界作成者フォーラム）……財務諸表作成者（以下「作成者」）のグループ

また、IASB 会議と関連するアドバイザー・グループの会議で議論されたヘッドルーム。アプローチに関わる議題と審議の概要を理解できるように【図表 7】をまとめた。

【図表 7】 IASB 会議及びアドバイザー・グループの会議におけるヘッドルーム・アプローチに関わる議題と審議の概要

	IASB 会議	ASAF 会議 (会計基準設定主体)	CMAC 会議 (利用者)	GPF 会議 (作成者)
2015 年	<p>〈2015 年 2 年〉</p> <p>・「減損テストを改善する方法」等を調査研究アジェンダに追加</p>			
2016 年	<p>〈2016 年 3 月〉</p> <p>・減損テストの有効性の改善（「アイ・ゼロ減損テスト・アプローチ」の提案）</p> <p>〈2016 年 4 月〉</p> <p>・減損テストの有効性の改善（「取得前ヘッドルーム・アプローチ」に名称変更）</p>			
2017 年	<p>〈2017 年 3 月〉</p> <p>・ヘッドルーム・アプローチに類似する英国会計基準の FRS 第 11 号の紹介</p> <p>〈2017 年 10 月〉</p> <p>・減損テストの有効性の改善（「更新ヘッドルーム・アプローチ」の提案）</p> <p>〈2017 年 12 月〉</p> <p>・ヘッドルーム・アプローチを採用（暫定決定）、トータル・ヘッドルームによる減損損失の新しい計算方法</p>	<p>〈2017 年 7 月〉</p> <p>・ASBJ が提出したアジェンダ・ペーパー</p> <p>〈2017 年 9 月〉</p> <p>・EFRAG の Goodwill Accretion アプローチ、IASB の取得前ヘッドルーム・アプローチの検討</p>		



2018年	<p>〈2018年5月〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘッドルームを減損テストの追加的なインプットとして使用しない（暫定決定）</li> </ul> <p>〈2018年7月〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IAS第36号の減損テストを維持（暫定決定）</li> <li>・のれんの償却を再導入するかどうかを検討する（暫定決定）</li> </ul>	<p>〈2018年4月〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘッドルーム・アプローチを用いた減損テストの有効性の改善</li> </ul>	<p>〈2018年3月〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘッドルーム・アプローチの妥当性</li> </ul>	<p>〈2018年3月〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘッドルーム・アプローチの妥当性</li> </ul>
2019年	<p>〈2019年6月〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DPの予備的見解の内容を決定（「のれんの償却を再導入しない」を含む）</li> </ul>			

（注）上記の議題は、「のれん及び減損」プロジェクトの議題の中で、ヘッドルーム・アプローチに関連するもののみを取り上げている。

### IASB 会議（2015年2月）：「減損テストを改善する方法」等を調査研究アジェンダに追加

2015年2月のIASB会議では、IFRS第3号の適用後レビューについて必要とするフォローアップ作業を議論し、IAS第36号における、(a) 減損テストを改善する方法、(b) のれんの事後の会計処理、及び(c) 無形資産の識別と測定、を調査研究アジェンダに追加することを決定した（IASB（2015 a）18-19頁）。

### IASB 会議（2016年3月）：減損テストの有効性の改善（「デイ・ゼロ減損テスト・アプローチ」の提案）

2016年3月のIASB会議では、(a) 減損テストの改善、(b) のれん及び減損についての開示要求の改善、及び(c) 企業結合で取得した顧客関係の定義及びガイダンスの改善、の3つが検討された（IASB（2016 a）5頁）。

この会議で、減損テストの改善について、「デイ・ゼロ（初日）減損テスト・アプローチ」という新しい方法が提案されている。このアプローチで、IASBは、取得（買収）時にのれんが配分された資金生成単位にすでに存在する既存事業の回収可能価額が帳簿価額を超過する金額（＝ヘッドルームの金額）を減損テストに反映することによって、シールド効果を取り除こうとしている。また、この超過金額は、取得前に当該資金生成単位に存在した概念上の自己創設のれんの金額であるとしている。なお、このアプローチについては、この会議では考え方のみが示された。なお、この会議では、減損テストの改善の別の案として、買収価格の過大支払の金額を測定して、当該金額を即時にのれんから評価減をするという会計処理も示されたが、過大支払の金額の測定は難しく、また、経営者による裁量の余地もあるため、スタッフ及びボードメンバーからの支持はなかった（IASB（2016 b）paras.12, 16-20）。

この新しいアプローチは概ね支持され、その後、具体的に検討されることになった。ただし、このアプローチでは、コストや複雑性が増加することを懸念する意見があった

(野口 (2016 a) 48-49 頁)。

### IASB 会議 (2016 年 4 月) : 減損テストの有効性の改善 (「取得前ヘッドルーム・アプローチ」に名称変更)

2016 年 4 月の IASB 会議では、減損のタイミングの遅さとのれんの金額の過大表示についての投資家の懸念に対処するために考えられる改善に関して、前月の議論を継続した (IASB (2016 c) 18-19 頁)。

この会議では、前月に「デイ・ゼロ減損テスト・アプローチ」として提案したものと同一方法を「取得前ヘッドルーム・アプローチ」に名称変更して、より具体的な内容を紹介し、設例も準備している。取得前ヘッドルームは、取得前に資金生成単位にすでに存在する既存事業の回収可能価額が帳簿価額を超過する金額であり。この取得前ヘッドルームは、現行の IAS 第 36 号の減損テストにおいて、減損を回避できるシールドイング (バッファー) となっている。取得前ヘッドルーム・アプローチは減損テストにおいて、このシールドイングの影響を取り除こうとするものである。なお、取得前ヘッドルーム・アプローチの計算方法等については、前述の III-1 に記載している (IASB (2016 d) para.1)。

取得前ヘッドルーム・アプローチは、この会議で概ね支持されたが、一部から、取得前ヘッドルームの算定は実務的には難しいのではないかという指摘があった (野口 (2016 b) 48-49 頁)。

### ASAF 会議 (2017 年 7 月) : ASBJ が提出したアジェンダ・ペーパー (ASBJ (2017 b) 7-12 頁)

ASBJ (企業会計基準委員会) は 2017 年 6 月にアジェンダ・ペーパー 『「too little, too late」の問題への対処として考えられるアプローチ』を公表した。このアジェンダ・ペーパーは、2017 年 7 月の ASAF 会議で、ASBJ から報告された。ASBJ は、従来から、のれんの事後の会計処理について、「償却及び減損モデル」を提案してきたが、このアジェンダ・ペーパーでは、当時の IASB での審議の状況を踏まえ、「減損のみモデル」又は「償却及び減損モデル」の選択適用を提案している<sup>13</sup>。

また、このアジェンダ・ペーパーの中で、ASBJ は、取得前ヘッドルーム・アプロー

13 ASBJ は「償却及び減損モデル」を一貫して主張している。しかし、このアジェンダ・ペーパーと 2017 年 7 月の ASAF 会議では、「減損のみモデル」と「償却及び減損モデル」の選択適用を主張している。これは、この当時、IASB のボードで、のれんの償却の再導入への支持が少なく、その検討もしない方向に議論が進んでいた中で、「償却及び減損モデル」の可能性を選択肢でもよいから残してほしいという主張であり、このような対応は、ASBJ としては苦肉の策であったと思われる。この ASAF 会議の後には、ASBJ は「償却及び減損モデル」の主張に戻っている。

チについて検討し、以下の理由から、取得前ヘッドルーム・アプローチは、現行の IAS 第 36 号の「減損のみモデル」を改善するものと結論づけることは難しいと考えるとしている。

- ・取得前ヘッドルーム (PH)・アプローチは、のれんが配分された既存の資金生成単位 (CGU) に含まれる純資産の含み益や自己創設ののれんが、のれんの減損を覆い隠す問題の一部に対処するものであると考えられる。
- ・PH アプローチの下では、のれんが配分された CGU の帳簿価額に (取得日時時点で測定され、かつ、「凍結」された) PH の金額を加算した金額が、CGU の回収可能価額を上回る場合に、減損損失が認識されるが、減損後ののれんの帳簿価額が意味するところについて、財務諸表利用者への目的適合的な情報の観点から説明することが困難である。
- ・また、PH アプローチは、複雑な測定プロセスを伴い、取得日時点の PH の測定のために (より具体的には、既存 CGU の企業結合前の回収可能価額を算定のために) 判断のための実務負担を増加させる可能性がある (ASBJ (2017 a) 7 頁)。

上記の ASBJ の取得前ヘッドルーム・アプローチについての分析は、IASB がヘッドルーム・アプローチの検討を開始してから、かなり早い段階で、このアプローチが、利用者への説明が困難な点と実務負担を増加させる可能性を指摘している点が注目される。なお、のれんの事後の会計処理について、ASBJ が提案した「減損のみモデル」又は「償却及び減損モデル」の選択適用については、この会議では、支持を得ることができなかった。

#### **ASAF 会議 (2017 年 9 月) : EFRAG の Goodwill accretion アプローチと IASB の取得前ヘッドルーム・アプローチの検討 (ASBJ (2017 c) 19-26 頁)**

2017 年 9 月の ASAF 会議では、のれんの減損テストを改善する案として EFRAG の Goodwill accretion アプローチと IASB の取得前ヘッドルーム・アプローチの 2 つが検討された。

##### **① EFRAG の Goodwill accretion アプローチ**

EFRAG (欧州財務報告諮問グループ<sup>14</sup>) は 2017 年 6 月にディスカッション・ペーパー『のれんの減損テストは改善できるか』を公表し、その中で、減損テストを改善する方

14 EFRAG は欧州各国の会計基準設定主体の団体である。

法として Goodwill accretion アプローチを提案している (EFRAG (2017 a) pp.22-26)。

IASB が提案している取得前ヘッドルーム・アプローチは、取得前に存在する第 1 のシールドディング (自己創設のれん等) に対処するものであるが、これは取得後に生じた認識されない自己創設のれん等 (以下「第 2 のシールドディング」) には対応できない。EFRAG は、この第 2 のシールドディングに対応するために、Goodwill accretion アプローチを提案したとしている。

Goodwill accretion アプローチによる減損テストでは、のれんの期首残高 (= 前期末残高) に Accretion (増加) 率を乗じて Accretion 額を決定し、その累計額を減損テストの追加的インプットとして使用する。この Accretion 率には割引率を用いる。減損損失は次のように計算する。

【図表 8】 EFRAG の Goodwill accretion アプローチによる減損テスト

下記の (a) と (b) を比較して減損テストを行う。
(a) 資金生成単位の回収可能価額
(b) 下記の合計額
(i) 資金生成単位の認識している純資産の帳簿価額 (のれんを含む)
(ii) Accretion 額 (= のれんの期首残高 × 割引率) の累計額
上記 (b) が (a) より大きい場合には、その差額を減損損失として認識する。

IASB の取得前ヘッドルーム・アプローチは、取得後にヘッドルームの金額が見直されないで静的アプローチであるのに対して、EFRAG の Goodwill accretion アプローチは、第 2 のシールドディングを毎期見直すために動的なアプローチである。

具体的な Goodwill accretion アプローチによる減損テストは次の【設例 5】の通りである (EFRAG (2017 b) pp.3-11)。

【設例 5】 EFRAG の Goodwill accretion アプローチによる減損テスト

- (a) のれんの期首残高に Accretion 率を乗じて Accretion 額を決定する。なお、この Accretion 額は貸借対照表に計上されず、減損テストを行うためだけに使用される。この Accretion 率に用いる割引率について、EFRAG は、減損テストに使用される割引率が簡素な方法として考えられるとしている。
- (b) 累計 Accretion 額を、資金生成単位 (CGU) の帳簿価額に加算して、回収可能価額と比較して減損テストを行う。
- (c) 減損が生じていない場合は当該 Accretion 額を維持し、減損が生じた場合は累計 Accretion 額を減額して、翌期に繰り越す。
- (d) のれんが完全に認識されなくなるまで、Accretion 額の算定を続ける。

	1 年目	2 年目	3 年目 (通貨単位)
CGU の帳簿価額	250	230	215
(のれんを含む)			
のれん	100	100	100 - 5 = 95
Accretion 率	6%	7%	5%

累計 Accretion 額	100×6% =6	6+100×7% =13	13-5+(95×5%) =12.75
CGU の回収可能価額	258	238	230
減損金額	なし	230+13-238=5	なし
(出典) EFRAG (2017 b) pp.8-11 の設例をもとに筆者作成			

この ASAF 会議で、Goodwill accretion アプローチについて、参加者からの主なコメントは次の通りであるが、全体的に否定的なコメントが多かった。

- ・IASB の取得前ヘッドルーム・アプローチが第1のシールディングに対処し、EFRAG の Goodwill accretion アプローチが第2のシールディングに対処することができれば、理論的には現行の減損テストを大きく改善することができるかもしれない。
- ・Goodwill accretion アプローチの下で損失として認識される金額は、一般に会計処理されない、いわゆる機会損失であり、利害関係者にとって理解が困難であると考えられる (ASBJ)。
- ・Goodwill accretion アプローチは非常に複雑である。減損テストの簡素化に取り組んでいる中で、減損テストを複雑にするアプローチを受け入れることは困難である。また、Accretion 率に使われる割引率の決定において恣意性が懸念される。
- ・Goodwill accretion アプローチにおいて、最終的にのれんはゼロになる。それならば、複雑な方法を追求するよりも、のれんを償却すればよいのではないか。
- ・Goodwill accretion アプローチは複雑でコストがかかる。それにもかかわらず、毎期に少額の減損を出すことになる結果は、償却と大きな差異は生じない。このアプローチは減損テストの目的のみに人工的な計算上の仮定として Accretion 額を考慮するものであり、このアプローチが何を表すのかを説明するのは大変困難である。

上記のコメントでも、示唆されているが、このアプローチはのれんを償却するアプローチにその効果が似ているところがある点を指摘しておきたい。

## ②IASB の取得前ヘッドルーム・アプローチ

この会議では、次に IASB から取得前ヘッドルーム・アプローチについての説明が行われた。IASB が説明した取得前ヘッドルーム・アプローチは、取得前ヘッドルームの金額で固定し、その後の減損テストで、この金額を更新しない。また、このアプローチで計算した減損損失は、まず、取得のれんから減額し、取得のれんがゼロになった後は、ヘッドルームから減額する (IASB (2017 b) pp.11-20)。

この会議で、IASB の取得前ヘッドルーム・アプローチについて、参加者からの主な

コメントは次の通りである。取得前ヘッドルーム・アプローチについては、Goodwill accretion アプローチと同様に、複雑であるなど、複数の問題が指摘され、のれんの償却の方法のほうが良いのではないかという意見が出された点は注目される。

- ・現在提案されている取得前ヘッドルーム・アプローチは静的アプローチであり、これをどのように動的アプローチにするかが問題である。
- ・取得前ヘッドルーム・アプローチについて、企業がリストラクチャリングを行った結果として、のれんの再配分が行われた場合や、新たな企業結合により新たなのれんが追加された場合はどうなるのか。(←IASB スタッフから、取得前ヘッドルームの金額を更新する案を検討しているという回答があった。)
- ・取得前ヘッドルームの金額をいつどのように更新するかは難しい論点であり、取得前ヘッドルームの金額の測定が困難であることを強く懸念する。
- ・提案された取得前ヘッドルーム・アプローチのモデルは、減損金額をすべて取得のれんの減損損失として認識することとされているが、取得前ヘッドルームにも減損相当額を配分する方法のほうが、より現実的で説得力があるのではないか。
- ・EFRAG の Goodwill accretion アプローチと IASB の取得前ヘッドルーム・アプローチのいずれにも猜疑的な意見が多いことがよくわかった。この2つのアプローチは、ともに自己創設のれんと取得のれんの間の level playing field (平等な条件) に関する同じ仮定に基づいており、相互補完的であると考えられる。しかし、そのような状態を作りたいのであれば、償却のほうが簡単であり、コストも少なく、他の複雑なモデルよりも正当化しやすい (Hoogervorst 議長)。

### 2017年10月のIASB会議：減損テストの有効性の改善（「更新ヘッドルーム・アプローチ」の提案）

2017年10月のIASB会議では、(a) 減損テストの有効性を改善する方法があるか、(b) 減損テストを簡素化する方法があるか、及び(c) のれんと減損に関する追加的な開示、についての議論が行われた (IASB (2017 c) 「のれんと減損」)。

この会議で、スタッフから「更新ヘッドルーム・アプローチ」が、IASB会議としては初めて紹介された。従来の取得前ヘッドルーム・アプローチは、取得時のヘッドルームの金額を固定して、その後の減損テストで追加的なインプットとして使うのに対して、更新ヘッドルーム・アプローチは前期末のヘッドルームの金額を追加的なインプットとして使う点のみが相違点である。なお、更新ヘッドルーム・アプローチの計算方法、設例、及び提案された理由は、前述のⅢ-2に記載している。また、スタッフは、更新ヘッドルーム・アプローチによって減損テストの実務は複雑にならないと説明している。この理由は、前期末のヘッドルームの金額は、その期末の減損テストで把握できて

いるからであるとしている (IASB (2017 d) paras. 45, 49-64)。

この会議では、更新ヘッドルームが具体的な設例を含めて、具体的に説明されたが、会議の議論では、実際のヘッドルーム・アプローチの手続きは複雑になり、現実的ではないのではないかと意見が多く出された。新しい手続きを導入することによるコストの増大や、減損損失が過剰に認識される可能性も指摘された<sup>15</sup> (野口 (2017) 32-33 頁)。

## 2017年12月のIASB会議：ヘッドルーム・アプローチの採用を暫定決定、トータル・ヘッドルームを使った減損損失の新しい計算方法、及びその他の暫定決定

### ①ヘッドルーム・アプローチの採用を暫定決定

2017年12月のIASB会議では、「のれん及び減損」プロジェクトに関して、複数の重要な暫定決定が行われた (IASB (2017 e) 「のれんと減損」)。

まず、未認識のヘッドルームをのれんの減損テストにおいて追加的なインプットとして使用することによるIAS第36号を改善することを暫定決定した (賛成11名、反対3名)。ただし、この会議の議論では、ヘッドルーム・アプローチを導入した場合、どれだけ手続きが複雑化するかについては意見が分かれていた (野口 (2018 a) 27-29 頁)。

### ②トータル・ヘッドルームを使った減損損失の新しい計算方法

また、この会議では、スタッフから、ヘッドルーム・アプローチによる減損損失の新しい計算方法が紹介されている。新しい計算方法は、前述した「トータル・ヘッドルーム」という金額を計算して、その金額 (当期末) の前期末からの減少額を減損損失とするものである (トータル・ヘッドルームによる減損損失の新しい計算方法については、前述のⅢ-3を参照)。

### ③その他の暫定決定

さらに、この会議では、次の論点についても、暫定決定を行った。

- ・ 開示要求の導入 (ヘッドルームに関する開示、企業結合ごとののれんの内訳、プレミアムを支払った理由) (賛成12名、反対2名)
- ・ 追及しないアプローチ (⇒年次の減損テストの免除、連結グループのレベル又は報告セグメントのレベルの減損テスト、企業結合に対する投資の回収期間の開

15 これは、当期末に十分なヘッドルームがあるにも場合でも、ヘッドルーム・アプローチでは、当期末のヘッドルームの金額が前期末の金額より減少している場合は減損損失が発生するが、これを過剰な減損損失と考えているためである。

示, 回収可能価額 ((a) 使用価値, 又は (b) 処分コスト控除後の公正価値, のいずれか大きい金額) を単一の方法に変更) (賛成 11 名, 反対 3 名)

- ・次をこのプロジェクトの範囲外とする (⇒各報告セグメントの資産合計と負債合計を開示, IFRS 第 3 号の開示要求の文言の見直し) (賛成 13 名, 反対 1 名)。
- ・のれんの償却の再導入を検討しない (賛成 11 名, 反対 3 名)。

これらは, その後の「のれん及び減損」プロジェクトを進める上で重要な暫定決定である。また, これらの暫定決定の中に, ヘッドルームに関する開示 (ヘッドルームの金額) が含まれている点は注目される。

**CMAC 会議 (2018 年 3 月) におけるフィードバック (IASB (2018 a) paras.25-32, IASB (2018 c) p.20, 熊谷 (2018) 151-152 頁)**

IASB は, 2018 年 3 月~4 月に開催されたアドバイザー・グループの会合 (CMAC, GPF, ASAF) で, ヘッドルーム・アプローチについてのフィードバックを求めた。

2018 年 3 月の CMAC 会議におけるヘッドルーム・アプローチについての IASB スタッフがまとめたフィードバックは次の通りである。この論点については, まず, スタッフが 2017 年 11~12 月に CMAC メンバーに個別電話ヒアリングを行い, 2018 年 3 月の CMAC 会議で議論を行った。

(a) CMAC メンバーの明らかに過半数の者が, 未認識のヘッドルーム・アプローチを支持した。

- ・複数の CMAC メンバーは, 財務諸表において, 記述的情報の開示が要求されることが重要であると強調した。
- ・複数の CMAC メンバーは, 減損テストにヘッドルーム・アプローチを使用するよりも, ヘッドルームを開示することを選好した。

(b) その他のフィードバック

- ・ある CMAC メンバーは, 反証可能な仮定を用いることで, 取得のれんと関係のない理由によるトータル・ヘッドルームの減少が, 取得のれんに帰属させられる可能性があることを警告した。
- ・数名の CMAC メンバーは, のれんの償却を支持した。
- ・ある CMAC メンバーは, 当初認識時にのれんを複数の構成要素に分け, その性質に応じて, 償却, 直ちに資本直入, 減損テストのみのいずれかによって, のれんの事後の会計処理を行うことを支持した。

また, この会議に出席した CMAC メンバー (当時) の熊谷五郎氏によると, 当日の CMAC 会議では, 発言した 3 名の CMAC メンバーは, いずれもヘッドルーム・アプ



ローチを次の理由から疑問視する意見を述べたということである。

- ・資金生成単位の回収可能価額は経営者に自己創設のれんの価値を推定することを求めるものであり、信頼性に疑問がある。
- ・減損テストがさらに裁量的かつ操作可能になる懸念がある。
- ・コンセプトやプロセスが複雑でコストに見合う効果が期待できない。

**GPF 会議 (2018 年 3 月) におけるフィードバック (IASB (2018 b) paras.38-45, IASB (2018 c) p 21, 谷口・常原 (2018) 158-160 頁)**

2018年3月のGPF会議では、ヘッドルーム・アプローチの適用において生じる可能性が高いコストの性質と程度について、GPFメンバーに質問がなされた。GPF会議において次のようなフィードバックが寄せられた。

- (a) 多くのGPFメンバーは、次の2つの理由から、ヘッドルーム・アプローチはのれんの減損テストの重大なコストを追加することになる可能性が高いと述べた。
- ・未認識のヘッドルームが多額にある年についても、より正確な回収可能価額の測定が要求される。
  - ・トータル・ヘッドルームの減少の全額が取得のれんに帰属するという反証可能な規定は、監査人との議論を著しく増加させるとともに、規制機関から質問を引きつけることになる。
- (b) 複数のGPFメンバーは、取得(買収)に支払われた対価を裏付けるために行った仮定と実績をトラッキングするためにコストが発生することを指摘した。

**ASAF 会議 (2018 年 4 月) の議論 (ASBJ (2018) 31-37 頁, IASB (2018 d) paras.56-61, 岡部 (2018 a) 93-97 頁)**

2018年4月のASAF会議では、ヘッドルーム・アプローチの適用において、企業に生じる可能性が高いコストの性格及び程度、並びにヘッドルームに関する開示の有用性について議論を行った。この会議でいずれのASAFメンバーからもヘッドルーム・アプローチを支持する意見は聞かれず、すべてのASAFメンバーが反対した。

ASBJからは、次の理由からヘッドルーム・アプローチを支持しないという意見が出された。

- ・ヘッドルーム・アプローチでは、自己創設のれん等がのれんの減損を覆い隠す問題に限定的にしか対処できない。
- ・ヘッドルーム・アプローチによる減損後ののれんの帳簿価額は、単にトータル・ヘッドルームの減少をのれんの帳簿価額に帰属させた結果に過ぎず、当該金額の有用性を経営者が説明することは困難である。

- ・ヘッドルーム・アプローチは、資金生成単位レベルで企業の部分的な価値を計算させるが、資金生成単位の回収可能価額の測定の目的を実質的に変更し、概念フレームワークに記載された一般目的の財務報告の目的と矛盾する可能性が懸念される。
- ・ヘッドルーム・アプローチは、作成者に重大な追加的なコストを生じさせる。

ASBJ 以外の ASAF メンバーから、ヘッドルーム・アプローチを支持しない理由としてあげられた主なものは次の通りである。

- ・ヘッドルーム・アプローチを適用した結果を説明することが困難である。認識が禁止されている自己創設のれんを測定させ、減損テストにおいて使用されるインプットに含めている点に懸念がある。
- ・ヘッドルーム・アプローチでは、新たに生成された自己創設のれんが取得のれんの減損を覆い隠す可能性が残っており、シールドイング効果が完全に取り除かれるわけではない。
- ・回収可能価額のより精緻な計算が必要になる点、事業の統合や処分が複合的に行われる場合の複雑性など、コストと複雑性に懸念がある。
- ・反証可能な規定は適用が困難であり、その情報を集めるコストがかかる。監査人や規制機関に対する説明もコストがかかり容易ではない。
- ・IAS 第 36 号の基本的なアプローチの変更になる。

#### **2018 年 5 月の IASB 会議：ヘッドルーム・アプローチを取り下げ (IASB (2018 e)「のれんと減損」)**

2018 年 5 月の IASB では、ヘッドルーム・アプローチに関する、それまでの議論から大きく方向転換し、資金生成単位の未認識のヘッドルームをのれんの減損テストにおいて追加的なインプットとして使用することに関してのフィードバックを求める文書の開発をしないことを暫定決定した (賛成 9 名, 反対 5 名)。

この会議の冒頭で、Hoogervorst 議長から、ヘッドルーム・アプローチを DP に含めて提案することに疑問があることが提起された。議長は、現行の IAS 第 36 号の減損テストは十分に機能しておらず、のれんの残高は積みあがっており、巨額ののれん残高のある企業が倒産した場合、IASB の評判は傷つくことになる」と述べた。さらに、議長は、ヘッドルーム・アプローチはこの問題を解決できず、利害関係者の支持を得るのは困難ではないかと指摘した (岡部 (2018 b) 133 頁, 野口 (2018 b) 44-45 頁)。

DP にヘッドルーム・アプローチを含めて意見を募集するという案に賛成する理事は 14 名中の 5 名にとどまった。議論の結果、DP には、ヘッドルーム・アプローチを検討した分析を含めるが、ヘッドルーム・アプローチを提案する DP は公表しないことを暫

定決定した。その結果、のれんについて、DP では、IAS 第36号の減損テストを維持する予備的見解にすることになった。

この会議で、2年以上にわたって、現行の減損テストの有効性を改善する有力な方法として検討されてきたヘッドルーム・アプローチは取り下げられることになった。

### **2018年7月のIASB会議：IAS第36号の減損テスト維持で暫定決定** (IASB (2018g) [のれんと減損])

2018年7月のIASB会議では、IASBは、今後公表するDPに含める具体的な論点の方向性について決議を取った。2018年5月のIASB会議の議論を受けて、DPでは、ヘッドルーム・アプローチを提案しないで、現行のIAS第36号の減損テストを維持する予備的見解にすることを暫定決定した(賛成9名、反対5名)。ただし、DPには、この論点の中にヘッドルーム・アプローチについて検討した分析を含めることになった。

この会議では、DPに関する次の主要な論点について暫定決定を行っている。

- ① 自己創設無形資産と企業結合で取得した無形資産の(会計処理の)要求事項の相違を解消しない(賛成11名、反対3名)。
- ② 取得後の業績が期待通りかどうかを投資家が有効に評価できるように開示の改善を検討(賛成14名)
- ③ IAS第36号の使用価値(回収可能価額)の計算から次を削除(⇒将来のリストラ等のキャッシュ・フローを除外する制限、税引前のインプットの使用を要求)(賛成12名、反対2名)
- ④ IAS第36号の減損テストの既存のモデルを維持(賛成9名、反対5名)(←上記の論点)
- ⑤ 当初認識後に直ちにのれんの評価減を行うことを要求することは検討しない(賛成10名、反対4名)。
- ⑥ のれんの償却を再導入するかどうかを検討する(賛成8名、反対6名)。
- ⑦ 年次の定量的減損テストの免除の可能性を追及(賛成10名、反対4名)

上記の暫定決定の中で、⑥については、IASBは、このプロジェクトの検討の過程で、これまで、のれんの償却の再導入について検討することに否定的であったのが、「のれんの償却を再導入するかどうか検討する」と方向を転換したこと注目される。

## V なぜヘッドルーム・アプローチは取り下げられたのか

ヘッドルーム・アプローチは、IAS第36号の減損テストを改善する有力な案として、

2016年3月のIASBに最初に提案され<sup>16</sup>、その後、2年以上にわたって、具体的な検討が進められたが、利害関係者の理解を得ることができず、2018年5月のIASB会議で取り下げられることになった。ヘッドルーム・アプローチは、前述したように、2018年3月のCMAC会議では利用者の過半数から支持されたとされているが、同月のGPF会議で作成者から強い反対意見があった。また、2018年4月のASAF会議では、参加したすべての会計基準設定主体が反対したことは、IASBの審議に大きな影響があったと推察される。

ヘッドルーム・アプローチが取り下げられた要因としては、次の3つがあると考えられる。

第1は、ヘッドルーム・アプローチによって算定された減損損失及び減損後ののれんの帳簿価額は、利用者に説明することが困難であり、また、作成者にとっても理解と納得ができない点である。これは、減損損失が自己創設のれん等から構成される未認識のヘッドルームの金額の増減をベースに計算されるためである。このような会計処理は自己創設のれんの認識が禁止されている現行の会計基準との整合性が確保できない。この点は会計処理としては致命的な欠点である。

第2は、ヘッドルーム・アプローチを適用した減損テストは複雑になり、作成者にとって、コストと実務負担が大きくなる点である。IASBスタッフは、ヘッドルーム・アプローチで追加的なインプットとして使用される前期末のヘッドルームの金額は、前回の減損テストで入手できているので、新たな負担は大きくないと考えていた。しかし、実際には、ヘッドルーム・アプローチを適用するためには、減損テストにおいて回収可能価額をかなり精密に計算することが必要になる<sup>17</sup>。また、事業を取得後に既存事業と統合する場合や、一部売却が行われる場合は、減損テストのコストと実務負担が大きくなる。さらに、ヘッドルーム・アプローチの減損金額をまず、のれんに配分する反証可能な規定は、反証する場合のコストと実務負担が大きくなる。このように、ヘッドルーム・アプローチを適用するコストと実務負担は、スタッフが考えていたよりもはるかに大きい。現行のIAS第36号の減損テストのコストと複雑性が問題になっている中で、さらに複雑になるヘッドルーム・アプローチには多くの作成者から支持を受けるのは困難な状況である。また、このプロジェクトで、ヘッドルーム・アプローチが検討される過程で、当初の取得前ヘッドルーム・アプローチから、更新ヘッドルーム・アプローチに変更され、さらにトータル・ヘッドルームを使った減損損失の新しい計算方法が提案

16 2016年3月のIASB会議では「デイ・ゼロ減損テスト・アプローチ」という名称が付けられていたが、翌月の2016年4月のIASB会議からは「取得前ヘッドルーム・アプローチ」という名称に変更されている。

17 現行のIAS第36号における減損テストの実務の運用では、回収可能価額が帳簿価額をかなり上回っている場合は、必ずしも回収可能価額を精密なレベルまで見積ることが求められていないことがある。

されることになったため、利害関係者にとって、ヘッドルーム・アプローチは複雑であるという印象が増大した可能性もある。

第3は、ヘッドルーム・アプローチを適用して減損テストを行っても、シールドイング効果を完全に排除できない点である。取得した事業の業績が良くない場合、統合後の事業の他の要素からのより良好な業績によって、取得したのれんが減損しないように保護される可能性が残っている。また、ヘッドルーム・アプローチで計算した減損損失ののれんへの配分は不完全である。さらに、減損テストにおいて経営者の過度の楽観性の問題を完全に排除することはできない (DP 3.49 項)。

このようにヘッドルーム・アプローチは会計処理としては大きな問題をかかえており、IASB がヘッドルーム・アプローチを取り下げたのは妥当な判断であると考えられる。

## VI IASB がヘッドルーム・アプローチを検討した意義と影響

### 1 のれんの減損テスト (IAS 第 36 号) が十分に機能しない証拠を示した意義

IASB がヘッドルーム・アプローチを検討した意義の1つ目は、IAS 第 36 号の減損テストが、のれんについては、十分に機能しない証拠を示した点である。

DP では、のれんの減損テストに関連する論点として、のれんの償却を再導入すべきかどうかという重要な論点を取り扱っており、DP では、この論点に関して、コメントを求めるとともに、利害関係者がこの論点に関して有している新たな主張や証拠があれば歓迎するとしている (DP IN 13)。IASB が、ヘッドルーム・アプローチを検討した経過とこのアプローチを断念し、IAS 第 36 号の減損テストを著しく改善するのは実行可能でないという DP の予備的見解に至ったことは、のれんの償却を再導入すべきであるという主張をサポートする新たな証拠の1つになるのではないかと筆者は考えている。

IASB の Hoogervorst 議長は、2018 年 8 月 29 日に東京で開催された ASBJ オープンセミナーの講演「日本と IFRS 基準」で次のように述べている。

我々のスタッフは、この買収前の一従って、未認識の一のれんを「ヘッドルーム」と名付けました。実務上、企業がこのヘッドルームを使い果たすまで、買収したのれんの減損が目に見えるようになりません。このヘッドルームはかなりの金額になることがあり、我々のスタッフのリサーチによって、減損テストの結果は「小さすぎて、遅すぎる」ことがほぼ避けられないということがこれまで以上に明らかになりました (Hoogervorst (2018) 18 頁)。

上記の IASB の議長のコメントにあるように、IASB におけるヘッドルーム・アプローチの検討は、IAS 第 36 号の減損テストが、十分機能していないことを、そのメカニズムを含めて明らかにした点は重要な意義があると考えられる。結果として、ヘッドルーム・アプローチは、その考え方が利害関係者に支持されず、また、コストや複雑性などの実務的な課題があり、撤回されることになったが、「のれん及び減損」プロジェクトにおいて、IASB が今後、のれんの会計基準の改善の方向を検討していく上では、貴重な知見を与えることになったと考えられる。

## 2 のれんの償却の再導入の検討の議論への影響

IASB がヘッドルーム・アプローチを検討した意義の 2 つ目は、のれんの事後の会計処理について、のれんの償却の再導入の検討の議論に影響を与えた点である。「のれんの償却を再導入するかどうか」については、IFRS 第 3 号の適用後レビューのフィードバック (2015 年 6 月) において、「のれんの減損のテストの有効性とコスト」とともに、優先度の高い項目とされた (IASB (2015 b) pp.5-10)。このリサーチ・プロジェクトの検討過程において、IASB はのれんの償却を再導入するかどうかに関連して【図表 9】の通り、3 回の暫定決定を行っている。

【図表 9】 のれんの償却の再導入に関する IASB 会議での暫定決定等

①	2017 年 12 月	「のれんの償却の再導入を検討しない」を暫定決定 (賛成 11 名, 反対 3 名)
②	2018 年 7 月	「のれんの償却を再導入するかどうかを検討する」を暫定決定 (賛成 8 名, 反対 6 名)
③	2019 年 6 月	DP の予備的見解「のれんの償却を再導入しない」を決定 (賛成 8 名, 反対 6 名)

【図表 9】の①と②は、「のれんの償却の再導入」について検討するかどうかに関する IASB の暫定決定である。一方、③は、「のれんの償却を再導入しない」という DP の会計処理の予備的見解についての決定である。

このプロジェクトでは、適用後レビューで、利害関係者のフィードバックを受けて、のれんの事後の会計処理が優先度の高いテーマとされたにも関わらず、当初から、IASB はのれんの償却の再導入の検討には消極的だった。2017 年 12 月の IASB 会議で、「のれんの償却の再導入を検討しない」ことをかなりの多数で暫定決定している。

ところが、2018 年 7 月の IASB 会議では、「のれんの償却を再導入するかどうかを検討する」と僅差で暫定決定し、大きく方向転換をしている。このようになった理由の 1 つとして、2018 年 5 月の IASB 会議において、ヘッドルーム・アプローチの採用を取り下げたことがあると考えられる。IASB がのれんの減損テストを大きく改善すると期

待して検討してきたヘッドルーム・アプローチが棄却されたことにより、のれんの減損がタイムリーに進まない問題を解決する別の方法として、のれんの償却を再導入する案が浮上する重要な要因になったと思われる。

その後、IASB では、のれんの償却の再導入の可否について、検討を進め、2019年6月のIASB 会議で、DP では、のれんの償却を再導入せず、現行の「減損のみモデル」を維持するという予備的見解にすることを決定した（後述のⅦ-1を参照）。しかし、この決定は僅差での可決だったため、のれんの償却の再導入の可否について、DP では幅広く意見を求めることになった（IASB (2019)「のれんと減損」）。

## Ⅶ ヘッドルーム・アプローチに関する DP へのフィードバック

### 1 ヘッドルーム・アプローチに関連する DP へのフィードバックの概要

のれんの減損テストの有効性に関する DP の予備的見解とそれに対する質問は、次の【質問6】である。

**【質問6】** 予備的見解では、のれんに係る減損損失を適時に合理的なコストで認識する上で、IAS 第36号の減損テストより有効性を著しく高める減損テストの設計が実効可能でないというものである。これに同意するか。

多くのコメントは、IAS 第36号の減損テストを著しく改善するのは実行可能でないという予備的見解に同意している。

この質問は、ヘッドルーム・アプローチについて、直接的に質問したものではないので、これに関するコメントは多くはないが、DP ではヘッドルーム・アプローチの検討の経過が詳述されているので、ヘッドルーム・アプローチによる減損テストには重要な適用上の問題があることが複数から指摘されている。例えば、ASBJ は、ヘッドルーム・アプローチに関して次のようなコメントを行っている。

（前略）すなわち、減損テストの改善のために、DP では、ヘッドルームの識別を減損テストに組み込むアプローチ（ヘッドルーム・アプローチ）が議論されているが、当該アプローチについては重大な適用上の問題があり、この問題を解決することは困難と考えられる。このため、合理的なコストで運用可能で、のれんに係る費用の適時な認識に繋がる減損テストの改善を行うことは困難と考える（ASBJ (2020) 18頁）。

また、作成者として、日本経団連は、『『ヘッドルーム・アプローチ』による減損テス

トは、実務的に対応が困難であったため、棄却された点にも留意が必要である。」とコメントしている (日本経団連 (2020)<sup>18</sup>)。

一方、極めて少数ではあるが、DP では IASB が断念したヘッドルーム・アプローチを再検討する余地があるのではないかというコメントがあった。

この点に関連して、米国ウィスコンシン大学の Linsmeier 教授他<sup>19</sup>からは、取得前ヘッドルーム・アプローチを考慮した減損のみモデルが最も適正なのれんの評価になるというコメントがあった。同教授他は、のれんの償却の再導入は低コストで、減損の遅れを少なくすることができるが、この方法でも、取得前ヘッドルームの影響を考慮しないと減損の認識の遅れを解消できないとしている。

また、極めて少数であるが、減損テストを改善する方法として、次のヘッドルーム・アプローチに類似するアプローチが参考になるのではないかというコメントがあった。

- (a) 英国会計基準 FRS 第 11 号「固定資産とのれんの減損」(ヘッドルーム・アプローチに類似したアプローチ)
- (b) ドイツ会計基準におけるのれんの減損テスト (Implied goodwill impairment アプローチ)
- (c) IVSC (国際評価基準審議会) の Direct value アプローチ

(a) の英国会計基準 FRS 第 11 号については前述した (Ⅲ-4 を参照) ので、それ以外の (b) と (c) の 2 つについて、具体的な内容を検討していきたい。

## 2 ドイツ会計基準におけるのれんの減損テスト (Implied goodwill impairment アプローチ)

このアプローチを紹介している 2021 年 6 月 IASB 会議の Staff Paper によると、ドイツ会計基準の GAS 23 *Accounting for Subsidiaries in Consolidated Financial Statements* におけるのれんの減損テスト (Implied goodwill impairment アプローチ)<sup>20</sup> は次の【図表 10】の通りである (IASB (2021 b) paras.38-39, ASCG (2015)<sup>21</sup>)。

18 IASB の DP の質問 6 に対する日本経団連のコメント。また、日本経団連は、2017 年 2 月に『のれんの会計処理に関するアンケート結果の整理』を公表しており、減損テストの改善について、「取得前ヘッドルーム・アプローチは、理論的にも実務的にも大きな問題があり、賛同する意見は無かった」と述べている (経団連 (2017) 19 頁)。

19 IASB の DP に提出されたコメントレター No.182。Linsmeier 教授は元 FASB のボードメンバーである。

20 このアプローチの名称は IASB のスタッフが付けたものと思われる。Implied goodwill は未認識ののれん。

21 この内容は、ドイツの会計基準設定主体である ASCG が、IASB の DP に対して提出したコメントレター No.126 と同じ内容であり、IASB スタッフが、このコメントレターから引用したものと考えられる。具体的な規定はドイツ会計基準 GAS 23 [DRS 23] (ASCG [DRSC] (2015) para.129) を参照。



【図表 10】ドイツ会計基準におけるのれんの減損テスト

以下の (a) と (b) を比較して減損損失を計算する。これは簡素化されたアプローチである。

(a) 子会社への投資の公正価値

(b) 以下の 2 つの合計

(i) 子会社の純資産の帳簿価額、及び

(ii) のれんの帳簿価額

その結果がプラス又はマイナスの差額を生じるかどうかに関わらず、追加的に、減損金額を修正することを要求する重要な未認識の引当金及び負債が当初の企業結合日以降に発生したかどうか検証することが奨励されている。

このアプローチの欠点として、この Staff Paper では、次の 3 点があげられている (IASB (2021 b) para.40)。

- ・取得後の自己創設のれんと未認識の資産によるシールドイング効果が発生する。
- ・コストが増加する。例えば、取得後に既存事業と統合があった場合に旧データを追いかけるコストがかかる。
- ・減損テストを子会社投資の公正価値を使って計算するので、IAS 第 36 号の抜本的な変更になる<sup>22</sup>。

このアプローチは、減損判定が子会社単位で行われるので、取得後に既存事業と統合された場合でも、減損テストにおいて、既存事業のヘッドルームを排除できる点が IASB のヘッドルーム・アプローチと類似する効果があると考えられる。しかし、このアプローチで、ヘッドルームによるシールドイング効果が十分に解消されるかどうかには疑問がある。また、このアプローチでは、資金生成単位より大きな単位になる可能性がある子会社全体で減損テストを行うので、IASB のヘッドルーム・アプローチと比較して、ヘッドルームがむしろ拡大することもあるのではないかと考えられる。

### 3 IVSC (国際評価基準審議会) の Direct value アプローチ

Direct Value アプローチは、IVSC (International Valuation Standards Council : 国際評価基準審議会) が、2020 年 5 月に公表した論文 *Opportunities for Enhancing the Goodwill Impairment Framework* で提案したアプローチである (IVSC (2020))。減損損失の具体的な計算方法は次の【図表 11】の通りである (IASB (2021 b) paras.41-42)。

【図表 11】IVSC (国際評価基準審議会) の Direct value アプローチ

次の (a) と (b) を比較して減損損失を計算する。

(a) 減損テスト日の資金生成単位の回収可能価額

(b) 取得時の資金生成単位の回収可能価額

(a) < (b) ならば、減損が発生、減損損失 = (b) - (a)

22 IAS 第 36 号の減損テストは、資金生成単位がベースになっている。

IVSC の論文によると、このアプローチは IASB のヘッドルーム・アプローチよりも、コストが低い。これは、減損テスト日にのれんを含む資金生成単位の帳簿価額を決定する必要はないためであるとしている。

IASB の Staff Paper によると、このアプローチには、以下の欠点がある (IASB (2021 b) para.43)。

- ・取得後のシールドディング効果が発生する。
- ・減損テストで直観に反する結果が発生する可能性がある。例えば、資金生成単位の回収可能価額の減少が、当該資金生成単位の資産の便益の実現であり、これが帳簿価額に反映されている場合<sup>23</sup>、この回収可能価額の減少が減損のきっかけになったならば、これは直観に反する。
- ・資金生成単位の帳簿価額と減損テストの関係を切り離すので、減損テストの抜本的な変更になる。
- ・資金生成単位の回収可能価額の減少が取得した事業と関連していることを決定することができないので、回収可能価額の減少を全てのれんに配分するのは適当ではない。

上記のように、この減損テストのアプローチは多くの課題があり、利害関係者の支持を得るのは難しいのではないかと考えられる。特に、このアプローチでは、減損テスト日 (期末日) の回収可能価額と取得日の回収可能価額を比較しており、比較する日が異なっている点は、致命的な問題と考えられる。

#### 4 ヘッドルーム・アプローチに関するフィードバックのまとめ

以上のように、DP へのフィードバックでは、ヘッドルーム・アプローチを支持するコメントは極めて少数である。また、新たに提案されているヘッドルーム・アプローチに類似するアプローチも、上記のように課題が多く、利害関係者が納得できるような提案になっていないと思われる。このような状況であるので、今後、「のれん及び減損」プロジェクトで、ヘッドルーム・アプローチの議論が復活する可能性は極めて低いと考えられる。しかし、前述したように (VIを参照)、DP においてヘッドルーム・アプローチが検討された経過が詳述された意義は十分に評価されるものである。

ただし、多くの利害関係者は、現行の IAS 第 36 号の減損テストの有効性を著しく改善するのは実効可能でないという IASB の DP の予備的見解に同意したが、これでは、のれんの減損テストの改善の議論が振り出しに戻っただけである。

DP へのフィードバックの中で、減損テストの改善策としては、(a) 開示の改善 (回収可能価額を見積った前提 (成長率、割引率、ターミナル・バリュウの計算方法、事後

23 具体例としては、減価償却費が帳簿価額に反映されている場合などがある。

の業績の開示, 等), (b) 減損テストのガイダンスによる規律の追加 (のれんを資金生成単位に配分する適正なレベル (階層), キャッシュ・フロー予測の外部的な証拠, 割引率に織り込むリスク, 等) などが提案されている。しかし, これらの改善策は, のれんの減損テストの有効性を抜本的に改善するものではない。これに関連して, 最も大きな減損テストの改善は, のれんの償却を再導入することであるというコメントが複数からあったことが注目される (IASB (2021 b) paras.19-21, 山田 (2021) 15 頁)。

## VIII おわりに

本稿では, IASB がヘッドルーム・アプローチを検討してきた経過と意義について, 詳細に分析してきた。また, IASB がヘッドルーム・アプローチを取り下げた理由についても分析した。ヘッドルーム・アプローチは, DP において, その内容と課題, 及び取り下げられた理由が記述され, 結論として, 現行の IAS 第 36 号の減損テストより有効性を著しく高める減損テストの設計が実現可能でないとい予備的見解が示されている。DP に対するフィードバックでは, この予備的見解は概ね支持され, ヘッドルーム・アプローチを支持するコメントは極めて少数にとどまった。このような状況であるので, 今後, ヘッドルーム・アプローチの議論が「のれん及び減損」プロジェクトで復活する可能性は極めて低いと思われる。

また, 本稿では, このプロジェクトで取り扱われたヘッドルーム・アプローチに類似する 4 つの減損テストのアプローチ (英国会計基準の FRS 第 11 号, EFRAG の Goodwill accretion アプローチ, ドイツ会計基準の Implied goodwill impairment アプローチ, IVSC の Direct value アプローチ) についても, その意義と課題を検討した。いずれのアプローチも, 減損テストのヘッドルームによるシールドリング効果を減少される効果が見受けられるが, それぞれの課題 (シールドリング効果を完全に解消できない, 実務の複雑性とコスト, 減損損失を利用者に説明できない, など) があり, 会計基準として, これらのアプローチを導入することが難しいと思われることを分析した。

さらに, IAS 第 36 号の減損テストが十分に機能しない証拠を示した意義, 及びヘッドルーム・アプローチが取り下げられ, 現行の減損テストの有効性を著しく改善する見込みがなくなったことが, IASB においてのれんの償却の再導入の検討の議論に影響した可能性あることを分析した (前述の VI を参照)。

IASB は, DP へのフィードバックの分析と検討を 2021 年 3 月の IASB 会議から開始した。2021 年 5 月の IASB 会議では, 「のれん及び減損」プロジェクトの今後の審議計画が明らかにされた。この審議計画では, このプロジェクトの論点を, (a) 企業結合に関する開示, (b) のれん, (c) その他, の 3 つに大分類している。(b) 「のれん」の分

類の中に、「減損テストの有効性」、「のれんの償却の再導入の可否」、「減損テストの簡素化」の3つが含まれる。IASB は、2021年9月のIASB会議で、「のれんの償却の再導入の可否」について暫定決定を行う予定であり。その結果をもとに、今後のこのプロジェクトの主要テーマの審議の優先順位を決めることになっている (IASB (2021 a) Appendix A)。

本稿のテーマに関連する「減損テストの有効性」と「減損テストの簡素化」のIASBにおける審議内容は、「のれんの償却の再導入の可否」によって影響を受ける。もし、のれんの償却の再導入が暫定決定された場合、「減損テストの有効性」の改善の議論の必要性は低下する。また、「減損テストの簡素化」についても、のれんの償却によって、減損損失が発生する確率が減少するため、減損テストの簡素化 (年次の減損テストの見直しを含む) をより進めやすくなる。

のれんの償却の再導入の可否について、IASB は、DP へのフィードバックで、利害関係者の見解は分かれているとしている。IASB は、DP では、のれんの償却の再導入はしないという予備的見解を示したが、その議決は僅差 (賛成8名、反対6名) だった (2019年6月のIASB会議)。のれんの償却を再導入するということは、大きな会計処理の変更であり、また、のれんの事後の会計処理について、旧基準 (IAS 第22号「企業結合」) の取扱いに戻すことになるので、IASB は、このように会計処理を変更する場合、十分な新たな証拠が必要であるとしている。

そこで、注目されるのが、IASB で検討されたヘッドルーム・アプローチに関する考察が、のれんの償却を再導入する可否を判断する上で、どの程度、新たな証拠として考慮されるかということである。ただし、IASB が、のれんの償却の再導入の可否を判断する上で、これ以外の要素 (今までに議論されたのれんの償却の再導入の可否に関する議論の蓄積、DP へのフィードバック、米国会計基準とのコンバージェンス、<sup>24</sup> など) の影響がある点には留意が必要である。

本稿の執筆時点 (2021年8月末) では、IASB が2019年9月にのれんの償却の再導入について、どのように判断するかは不明であるが、IASB のボードでの議論が深まっておらず、2021年7月のIASB会議では、実務的な適用可能性や開示との関連などについて、さらに分析を行う必要があるという意見もあり、暫定決定のタイミングが遅れる可能性もあると思われる。このプロジェクトはのれんと減損の会計処理及び開示に大

24 米国財務会計基準審議会 (FASB) は、「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」のプロジェクトを進めており、のれんの事後の会計処理についての議論に取り組んでいる。FASB は2019年7月にコメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」を公表し、これに提出されたコメントでは、のれんの「償却 (及び減損) モデル」の導入については、賛成が過半数で、反対をかなり上回る状況になった。FASB は、2020年7月から、ボード会議で、のれんの事後の会計処理についての審議を行っており、2020年の12月にはのれんの償却 (定額法) を再導入することで暫定決定している (山田 (2021) 20-21 頁)。

きな影響がある可能性があるため、利害関係者が納得することができ、国際的なコンバージェンスが達成され、質の高いのれんの会計基準に改訂されることを期待したい。

#### 参考文献

- ASB (Accounting Standards Board) (1997) *Financial Reporting Standard (FRS) 10* "Goodwill and Intangible Assets," December 1997, ASB.
- ASB (1998) *Financial Reporting Standard (FRS) 11* "Impairment of Fixed Assets and Goodwill," July 1998, ASB.
- ASBJ (企業会計基準委員会) (2017 a) アジェンダ・ペーパー 『「too little, too late」の問題への対処として考えられるアプローチ』2017年6月。
- ASBJ (2017 b) 「2017年7月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要」2017年7月。
- ASBJ (2017 c) 「2017年9月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要」2017年9月。
- ASBJ (2018) 「2018年4月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要」2018年4月。
- ASBJ (2020) 「ディスカッション・ペーパー 『企業結合-開示, のれん及び減損』に対するコメント」2020年12月28日, ASBJ.
- ASCG (Accounting Standards Committee of Germany) [DRSC] (2015) GAS 23 [DRS 23] *Accounting for Subsidiaries in Consolidated Financial Statements*, September 2015, ASCG.
- EFRAG (2017 a) *EFRAG Discussion Paper*, "Goodwill impairment test: Can it be improved? (のれんの減損テストは改善できるか)" June 2017, EFRAG.
- EFRAG (2017 b) *Agenda Paper 5 for ASAF Meeting of September 2017*, "The 'goodwill accretion' approach," September 2017, EFRAG.
- FRC (Financial Reporting Council) (2018) *Financial Reporting Standard (FRS) 102* "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland," March 2018, FRC.
- Hoogervorst, Hans (2018) IASB 議長講演「日本とIFRS基準」『季刊会計基準』Vol.63 (2018年12月) 8-21頁。
- IASB (2015 a) *IASB Update* (日本語訳) 2015年2月「IFRS第3号「企業結合」の適用後レビュー」18-19頁。
- IASB (2015 b) *Report and Feedback Statement*, "Post-implementation Review of IFRS 3 Business Combinations," June 2015, IASB.
- IASB (2016 a) *IASB Update* (日本語訳) 2016年3月「のれん及び減損」5頁。
- IASB (2016 b) *Staff Paper 18 C for IASB Meeting of March 2016*, "Goodwill and impairment: Improving the impairment test," IASB.
- IASB (2016 c) *IASB Update* (日本語訳) 2016年4月「のれん及び減損」18-19頁。
- IASB (2016 d) *Staff Paper 18 A for IASB Meeting of April 2016*, "Goodwill and impairment: The Pre-acquisition headroom approach to impairment testing," IASB.
- IASB (2017 a) *Staff Paper 18 for IASB Meeting of March 2017*, "Goodwill and Impairment: Project update," IASB.
- IASB (2017 b) *Agenda Paper 5 B for ASAF Meeting of September 2017*, "Goodwill and Impairment: Improving effectiveness of goodwill impairment testing model," IASB.
- IASB (2017 c) *IASB Update* (日本語訳) 2017年10月「のれんと減損」(アジェンダ・ペーパー 18)。
- IASB (2017 d) *Staff Paper 18 B for IASB Meeting of October 2017*, "Goodwill and Impairment: Improving effectiveness of the impairment testing model in IAS 36 Impairment of Assets," IASB.
- IASB (2017 e) *IASB Update* (日本語訳) 2017年12月「のれんと減損」(アジェンダ・ペーパー 18)。
- IASB (2017 f) *Staff Paper 18 C for IASB Meeting of December 2017*, "Goodwill and Impairment: Improving effectiveness of the impairment testing model in IAS 36 Impairment of Assets," IASB.

- IASB (2018 a) *Meeting Note - Capital Market Advisory Committee* (March 2018), IASB.
- IASB (2018 b) *Meeting Note - Global Preparers Forum* (March 2018), IASB.
- IASB (2018 c) *Agenda Paper 5 for ASAF Meeting of April 2018*, "Goodwill and Impairment," IASB.
- IASB (2018 d) *Summary Note of the Accounting Standards Advisory Forum* (April 2018), IASB.
- IASB (2018 e) *IASB Update* (日本語訳) 2018 年 5 月「のれんと減損」(アジェンダ・ペーパー 18).
- IASB (2018 f) *Staff Paper 18 for IASB Meeting of May 2018*, "Goodwill and Impairment: Next stage in the research project," IASB.
- IASB (2018 g) *IASB Update* (日本語訳) 2018 年 7 月「のれんと減損」(アジェンダ・ペーパー 18).
- IASB (2019) *IASB Update* (日本語訳) 2019 年 6 月「のれんと減損」(アジェンダ・ペーパー 18 B).
- IASB (2020 a) *IFRS Standards Discussion Paper DP/2020/1*, "Business Combinations — Disclosures, Goodwill and Impairment" (ディスカッション・ペーパー DP/2020/1「企業結合-開示, のれん及び減損」), 2020 年 3 月, IASB.
- IASB (2020 b) ディスカッション・ペーパー「スナップショット 企業結合-開示, のれんと減損」2020 年 3 月, IASB.
- IASB (2021 a) *Staff Paper 18 G for IASB Meeting of May 2021*, "Goodwill and impairment: Plan for re-deliberations," IASB.
- IASB (2021 b) *Staff Paper 18 B for IASB Meeting of July 2021*, "Goodwill and impairment: Effectiveness of impairment test — Background and feasibility of designing a different test," IASB.
- IVSC (2020) "Opportunities for Enhancing the Goodwill Impairment Framework," May 2020, IVSC.
- Linsmeier, T., Wheeler, E. (2021) "The Debate Over Subsequent Accounting for Goodwill," *Accounting Horizons*, 35(2) pp.107-128.
- 川西安喜 (2017) 「のれんの会計処理に係る国際的な会計基準の動向」『企業会計』Vol.69 No.7 (2017 年 7 月号) 21-28 頁.
- 大澤美幸 (2018) 「『のれん及び減損』プロジェクトの最近の動き (2018 年 2 月~5 月までの審議状況)」(IFRS をめぐる動向 第 106 回)『週刊経営財務』No.3363 (2018 年 6 月 18 日号) 22-27 頁.
- 岡部健介 (2018 a) 「2018 年 4 月開催 ASAF 会議報告」『季刊会計基準』Vol.61 (2018 年 6 月号) 93-97 頁.
- 岡部健介 (2018 b) 「国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2018 年 5 月)」『会計・監査ジャーナル』No.758 (2018 年 9 月号) 130-134 頁.
- 熊谷五郎 (2018) 「CMAC 会議 (2018 年 3 月) 出席報告」『季刊会計基準』Vol.61 (2018 年 6 月号) 147-154 頁.
- 白石和孝 (2003) 『イギリスの暖簾と無形資産の会計』税務経理協会, 123-136 頁, 171-174 頁.
- 谷口岩昭・常原次郎 (2018) 「GPF 会議 (2018 年 3 月) 出席報告」『季刊会計基準』Vol.61 (2018 年 6 月号) 155-160 頁.
- 日本経団連 (2017) 『のれんの会計処理に関するアンケート結果の整理』2017 年 2 月 20 日, 金融・資本市場委員会 企業会計部会.
- 日本経団連 (2020) 「IASB ディスカッションペーパー『企業結合-開示, のれん及び減損』へのコメント」2020 年 12 月 28 日.
- 野口由美子 (2016 a) 「2016 年 3 月の審議状況 (IASB 会議 現地レポート)」『旬刊経理情報』No.1446 (2016 年 5 月 10 日-20 日号) 48-49 頁.
- 野口由美子 (2016 b) 「2016 年 4 月の審議状況 (IASB 会議 現地レポート)」『旬刊経理情報』No.1448 (2016 年 6 月 10 日号) 48-49 頁.
- 野口由美子 (2017) 「2017 年 10 月の審議状況 (IASB 会議 現地レポート)」『旬刊経理情報』No.1498 (2017 年 12 月 10 日号) 32-33 頁.
- 野口由美子 (2018 a) 「2017 年 12 月の審議状況 (IASB 会議 現地レポート)」『旬刊経理情報』No.1503 (2018 年 2 月 10 日号) 27-29 頁.

- 野口由美子 (2018 b) 「2018 年 5 月の審議状況 (IASB 会議 現地レポート) 『旬刊経理情報』 No.1517 (2018 年 7 月 10 日号) 44-45 頁.
- 野口由美子 (2018 c) 「2018 年 7 月の審議状況 (IASB 会議 現地レポート) 『旬刊経理情報』 No.1522 (2018 年 9 月 10 日号) 46-47 頁.
- 松永貴志 (2018) 「『のれん及び減損』プロジェクトの最近の動き」(IFRS をめぐる動向 第 104 回) 『週刊経営財務』 No.3351 (2018 年 3 月 19 日号) 32-39 頁.
- 山田浩史 (2021) 「IASB ディスカッション・ペーパー『企業結合-開示, のれん及び減損』に提出されたコメントの動向の分析 (中)」 『週刊経営財務』 No.3502 (2021 年 4 月 12 日号) 14-21 頁.
- 吉岡亨・林千雄 (2019) 「2018 年の主な基準開発の動向と今後の予定」(IFRS をめぐる動向 第 112 回) 『週刊経営財務』 No.3393 (2019 年 1 月 28 日号) 28-35 頁.